

2011年12月28日

消費者庁消費者制度課 御中

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

東京消費者団体連絡センター

(担当者名) 事務局長 矢野 洋子

〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18

東京都生協連会館内

Tel : 03(3383)7991 Fax : 03(3383)7840

E-mail : yano@coop-toren.or.jp

①【意見の対象】4. その他

②【意見の内容】本制度の早期創設を願ひ、次期通常国会での成立を強く求めます。

③【理由】以下、4点の背景の下に、消費者の被害救済を受ける権利の保障として、本訴訟制度の早期創設が求められているためです。(1) 消費者被害が依然として高い水準で多発しているにも関わらず、消費者個人が被害回復を図るのは、現在の訴訟制度においては費用・労力を要し、かつ事業者に比べ情報力・交渉力で劣る等の面から困難です。(2) 現行の消費者訴訟制度においては損害金等の請求権が認められておらず、被害回復が図られません。(3) 消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項において、消費者庁関連三法の施行後三年を目処に、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な利益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討、及び必要な措置を講ずることが、政府に求められています。(4) 東京都議会平成23年度第4回定例会において、「新たな消費者のための訴訟制度の早期創設を求める意見書」が採択され、地方議会も本制度の成立を強く願っています。

①【意見の対象】1. 特定適格消費者団体

②【意見の内容】特定適格消費者団体の認定要件を必要最小限のものとするよう求めます。

③【理由】本制度を実効性あるものにしていくためには、特定適格消費者団体が全国各地に存在することが不可欠なためです。現在全国で活動している9つの適格消費者団体は必要最低限の存在であり、すでに内閣府から認定されている一定の要件を備えている点からも、多数の消費者の利益を代表し、真摯に、かつ適切に訴訟を進行する特定適格消費者団体として認定されるべく、適格消費者団体の意見を受け止め、認定要件を必要最小限のものとするよう求めます。

①【意見の対象】2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）

②【意見の内容】対象事案に、個人情報流出事案を含めることを求めます。

③【理由】個人情報流出事案は、共通の原因によって多数の消費者が小額ではあるけれども定型被害を受ける典型的な事案です。こうした多数小額の消費者被害が放置されず、救済されることが本制度の主旨でもあるからです。

①【意見の対象】4. その他

②【意見の内容】特定適格消費者団体に対し、無利子融資等を含む財政的支援措置を講じるよう求めます。

③【理由】特定適格消費者団体の認定申請が予定される適格消費者団体の財政事情は厳しく、特定適格消費者団体が本制度の訴訟を維持するためには、一連の手続きが完了し個別被害者から報酬等を受け取るまでの間に発生する費用を確保することが必要です。そのために、国または地方公共団体による無利子融資等を含む財政的支援措置を講じるよう求めます。

①【意見の対象】4. その他

②【意見の内容】加害者の財産の隠匿・散逸防止策について、本制度の創設と相まって機能するよう、必要な措置を講じることを求めます。

③【理由】消費者の被害回復に実効性を持たせるために、本制度の創設とともに、消費者被害を生じさせた事業者の財産を有効に保全させるための措置として、財産の隠匿・散逸防止のための対策が講じられる必要があります。被害を受けた消費者が確実に救済されるためには、訴えられた事業者の財産を有効に保全しておくことが重要です。悪質な事業者は、一段階目の訴えを起こされた段階で、財産隠匿などを行うことも想定され、一段階目で勝訴し、二段階目で被害の回復を図ろうにも肝心の財産が散逸してしまつては、本制度の趣旨に反する結果となります。貴庁での引き続きの検討課題である「行政による不利益賦課制度」及び「財産の隠匿・散逸防止策」について、検討を進め、本制度の創設と相まって機能するべく、必要な措置を講ずることを求めます。

以上